

## ◆◆トピックス①◆◆

## ～厚生年金基金・代行制度廃止への動き～

厚生年金保険法改正・衆議院で審議中  
“厚生年金基金”の名称がなくなる衝撃

Ovalニュースレターでは、人事・企業年金関連の情報を分かりやすく解説し、企業経営上の判断をサポートします。

厚生年金保険法改正 衆議院審議中	1
厚生年金基金制度見直しの プロセス	2
厚生年金基金の将来方向性の 決定時期	3
上場企業の場合 株主総会の準備は	4

## ◆書籍案内◆

増補・改訂版発売中！

## 年金倒産

企業を脅かす  
もう一つの「年金問題」

AIJ事件が暴き出した厚生年金基金制度の構造的欠陥。生き残りのため、企業がなすべきことは。

著者：当社代表 宮原英臣  
発売元：株式会社7シジレント社  
定価：本体1500円(税込)

## ◆セミナー情報◆

厚生年金基金対策セミナー  
国の方針は“早期解散”  
“厚生年金基金”問題に  
どう対処する！？

東京開催

・5月20日(月)

・6月12日(水)

大阪開催

・5月27日(月)

時間：13:30～15:30

参加費：1社につき5千円

同封のセミナー案内  
でお申込み下さい。



ホームページもご覧下さい

www.oval-rms.com

4月12日に、閣議決定を経て内閣提出法案として、『公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案』が今通常国会に提案されて、現在、衆議院で審議中。今国会中には成立の見込みで、施行は来年春、場合によっては先行施行もあり得る見込み。

その改正法案骨子を見ると、厚生年金保険法本文の中で、厚生年金基金に関する法令である厚生年金保険法第9章1節は全面削除されることになっている。“厚生年金基金”は、法令本則上は消滅する、ということになる。代わりに、現存する厚生年金基金は、“存続厚生年金基金”という名称に替わり、その存続に係る規定は、附則として、附則第4条・第5条関係を改正することになっている。また、附則第6条以降も、新たな規定を設けて、自主解散型基金・清算型基金の解散、5年経過後の解散命令、最低責任準備金の前納等の規定を整備する。

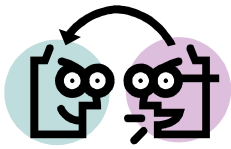
同時に、確定給付企業年金法等も改正し、基金から企業年金制度(DB・DC)への移行を促進する。

法案の名称からも読み取れるが、厚生年金基金はもはや「公的年金制度の健全性および信頼性」を損う存在であると位置づけられたに等しい。そして今後の新設も認めず、現存する基金の殆どは10年内には存続しなくなることから、法令本則からもその存在を外されたことになる。ここに、厚労省の明確な意思と基本方針が現れている。

## ●●● Oval View (オーヴァルの視点)

当社の基軸である「リスクマネジメント」は、その役割として、意思決定のために最適な判断材料を提供することにある。未来を予測し、最適な意思決定を下すために、リスクマネジメントは将来の可能性や実現の見込みを予測し、意志決定者に複数の選択肢を用意する。この観点で、厚生年金基金制度を見た場合に、制度の法令上の存続基盤も否定された状況では、制度廃止を前提として、いつ、いかにして、その制度の終了を迎えるか、その結果として何が起きるのかを予測して、加入企業が最適な意思決定を行うことが、これからの課題であろう。

加入企業に対して当社が提供する初期分析報告はまさにその第一歩でもある。



◇◆トピックス②◆◇

# 存続厚生年金基金の選択肢は？ 厚生基金制度見直しのプロセス まだ5年ある??

Ovalニュースレターのバックナンバーは下記のウェブサイトをご参照下さい。

www.oval-rms.com

34号

- 総合型基金の解散現場の声
- 受給者の年金減額は有効か
- 解散の準備に走る厚生年金基金

33号

- 命運尽きた総合型厚生年金基金
- 厚労省“法改正案”
- 厚労省“試案”による法改正の影響

32号

- 厚労省試案発表
- 試案の概要、解説
- 試案の独自評価

31号

- 任意脱退を巡る訴訟に「脱退の自由」認める
- 日本交通基金のケース
- 尾西毛織基金のケース
- 有識者会議報告

30号

- 企業年金実態調査
- AIJ事件であぶり出された企業年金の間

29号

- 「年金倒産」連鎖は続く神戸タクシー基金の例
- 金融機関は「代行返上」をすでに完了
- 厚生年金基金制度の仕組みに答えます
- 実質破綻の「指定基金」全国で81基金

28号

- 加入企業の脱退、代議員否決で法廷闘争へ
- 指定基金と財政健全化計画の要件改正
- 指定基金の最新状況

今回の法改正によって、現行の厚生年金基金(存続厚生年金基金)は、その積立状況によって以下のような対応となる。“代行割れリスクの度合いに応じた対応”

	代行割れ基金	代行割れ予備軍	健全基金
基準	純資産÷最低責任準備金 =1.0未満	純資産÷最低責任準備金 =1.0以上、1.5未満 かつ 純資産÷最低積立基準額 =1.0未満	純資産÷最低責任準備金 =1.5以上 または 純資産÷最低積立基準額 =1.0以上
プロセス	5年以内に特例解散 (自主解散または 清算型解散)	5年以内に制度移行または 通常解散、 5年後以降は解散命令の 発動。	制度移行又は存続
見直し項目	<b>&lt;特例解散制度&gt;</b> ■納付額特例 ■分割納付 ・事業所の連帯債務廃止 ・利息の固定金利化 ・最長納付期間の延長 (15年→30年)	<b>&lt;制度移行&gt; (代行返上)</b> ■上乗せ資産を他制度(DB、DC、中退共)に持込 ・解散後、事業所単位で既存制度に移行可能に。 ・移行後の積立不足の償却期間延長(20年→30年) ・簡易な制度設計によるDBの対象拡大	
	<b>&lt;その他&gt;</b> ・将来返上時での最低責任準備金の前納(年金記録突合に先行返還) ・議決、同意、理由要件等の緩和 ・最低責任準備金の計算精緻化(見直し)		

Oval View (オーバルの視点)

「代行割れ基金」こそが公的年金制度の健全性・信頼性を損う元凶であるとされており、早期の解散が求められている。また、代行割れでなくとも健全基金の基準に満たない基金は「代行割れ予備軍」と呼ばれており(厚労省の命名)、1-2年以内には代行割れとなる確率が高いとされている。

基金制度の既得権益者の中には、5年の時間があるので様子を見て慎重に(ゆっくりと)進めましょう、と言う輩も多いが、時間の経過によって積立資金が毀損するのは厚労省も既に認識している。行政側は早期解散を求めている。



増補・改訂版  
発売中!

## ◆◆トピックス③◆◆

# 基金解散をいつ決断するべきか 厚生年金基金の将来方向性の決定時期

### ◆出版案内◆

増補・改訂版  
発売中!

## 年金倒産

企業を脅かす  
もう一つの「年金問題」

AIJ事件が暴き出した厚生年金基金  
制度の構造的欠陥。生き残りのた  
め、企業がなすべきことは、

著者：当社代表 宮原英臣  
発売元：株式会社フレジデント社  
定価：本体1500円(税込)

Ovalニュースレターの  
バックナンバーは下記  
のウェブサイトをご参照  
下さい。

[www.oval-rms.com](http://www.oval-rms.com)

## 厚生年金基金 対策セミナー

国の方針は「早期解散」  
「厚生年金基金」問題に  
どう対処する!?

東京開催

・5月20日(月)

・6月12日(水)

大阪開催

・5月27日(月)

時間：13:30～15:30

参加費：1社につき5千円

セミナー参加特典とし  
て、ご加入基金の財政分  
析の詳細レポートをご提  
供致します。  
セミナー申込時に加入基  
金名をご記入下さい。

発行：  
オーヴァル  
リスクマネジメント  
サービスズ  
日本支社

〒151-0053  
東京都渋谷区  
代々木4-23-5-101  
TEL：03-5333-4808  
FAX：03-5333-4809

基金制度廃止の方向を決定づける法改正案は、現在、衆議院で審議中だが、法案可決の時期、改正法の施行時期など、幾つかの転換点となるタイミングが想定される。

そこで、基金解散の方向への意思決定をいつ行うべきか、なかなか判断の難しいところではある。

特に、昨年来のアベノミクスの影響による株価好転を受けて、平成24年度(本年3月末)の運用利回りが、どの基金も10%を超える高利回りを取れたことで、積立資産額も昨年よりは増えている状況ではどうしても、もう少し様子を見た方が運用もさらによくなるのでは、という期待を持ちがちであろう。

しかし、代行割れ基金では特に、注意しなくてはならないのは、年金資産額は高利回りで増加している一方で、最低責任準備金の計算の際に適用する厚生年金本体の利回りも高くなっているため負債額も増えている、その結果、積立不足額がさほど減らないこともある、という点だ。平成24年度の厚生年金本体の運用利回りは推計で約9.9%の見込みにあるので、最低責任準備金(代行負債額)も相当増額となる。結果的に、高利回りを得ることが出来ても、代行割れ額はさほど減少せずに、なかなか代行割れを脱却できない、という事態が想定される。

また、今年度(平成25年度)も同様の高利回りが実現できるかどうかは、不確実な要素が多い。株価高騰とはいえども、実体経済の本格回復にはまだ実感がない面もあり、また国際情勢の変化による不安定さもぬぐいきれないが、何よりも平成25年度の運用利回りの基準になるのは平成24年度末(平成25年3月末)の日経平均株価(3月29日終値12,397.91円)なので、いわば発射台が高くなっている。

その一方では、年金給付総額は年々増加していることはまず間違いないので、株価頼りの運用利回り期待で、問題への取り組みを先送りすることは、リスクマネジメント上は、先送りすることがリスク増大であると言わざるを得ない。

基金解散の実現までには様々な業務が必要なので、それらに要する時間を勘案して、早期の基金解散時から逆算してみると、基金解散の方向性を決定して実務に着手するのはまさに今からでも決して早すぎることはない。

企業負担を少しでも軽減したいなら、基金解散を進めるのはまさに「今でしょ」となる。

### Oval View (オーヴァルの視点)

#### 代行割れ基金は、一刻も早く解散に向けての行動に入るべきである。

法改正を待ってから解散方針の検討を行うという関係者も多いようだが、時間の経過が厚生年金資産の毀損に繋がる。特に、基礎収支が赤字転落している基金の場合には早い解散が出血を少なくする最善策。

とにかくツケは事業主(加入企業)の負担にふりかかってくる。何よりも加入企業自身が、真剣に代行割れ問題に取り組む認識を持つことが必要。



# 厚生年金基金廃止の法改正に備えて 今、加入企業がとるべきこと 上場企業の場合、株主総会の準備は？

## ◆ 出版案内 ◆

増補・改訂版発売中！

### 年金倒産

企業を脅かす  
もう一つの「年金問題」

AIJ事件が暴き出した厚生年金基金制度の構造的欠陥。生き残りのため、企業がなすべきことは、

著者：当社代表 宮原英臣  
発売元：株式会社レジナント社  
定価：本体1500円(税込)

### 厚生年金基金 対策セミナー

国の方針は「早期解散」  
「厚生年金基金」問題に  
どう対処する！？

東京開催

・5月20日(月)

・6月12日(水)

大阪開催

・5月27日(月)

時間：13:30～15:30

参加費：1社につき5千円

セミナー参加特典として、  
ご加入基金の財政分析の  
詳細レポートをご提供致し  
ます。セミナー申込時に加  
入基金名をご記入下さい。

発行：  
オーヴァル  
リスクマネジメント  
サービスズ  
日本支社

〒151-0053  
東京都渋谷区  
代々木4-23-5-101  
TEL: 03-5333-4808  
FAX: 03-5333-4809

ホームページも  
ご覧下さい。

www.oval-rms.com

厚生年金基金制度の廃止に向けた国の方針は既に明確になっている。にもかかわらず、まだ数多くの基金(代行割れ基金、指定基金も含めて)では、基金解散に向けての動きがなかなか広がらない。

そもそも「代行割れ」に対する危機感が乏しいようにも見える。厚労省が長年に亘る指導方針を180度転換し、一気に代行制度廃止に舵を切った背景には、この「代行割れ」基金が余りに多すぎて、かつ、これからも増加する危険性が高いことがある。また、昨年の特許委員会での検証を通じて明らかになった、「代行割れ」=「公金の私的流用」、という構図も大きく影響している。つまり、厚生年金の積立金を使って、上乘せ給付(=企業年金)を行っている、ということは3400万人の厚生年金加入者の積立金を一部の企業が流用している、という図式だ。これは基金加入者だけの問題ではなく、厚生年金制度全体に関わる問題である、という認識が明確になった。

しかしまだ、多くの上場企業が総合型厚生年金基金に加入した状態を続けている。現行の会計基準では、総合型基金の積立不足は企業本体の業績には影響しない例外処理が認められているので、いわば簿外債務となっている。それが故に、問題認識が遅れがちになるのかも知れないが、当社顧客先の過去の事例では、株主総会で個人株主から総合型基金に加入することで抱えている簿外債務・隠れ損失についての質問が出たこともあった。

上場企業にとっては、いつまでも「知らぬ存ぜぬ」では済まされない問題だろう。

## 総合型基金加入企業の経営責任者の皆様へ：

- 当社がこれまで財政分析を行った総合型厚生年金基金は、約150を超える数になっています。加入基金の財政についてお知りになりたければ、まずは当社の方に、加入基金名をご連絡下さい。
- 当社で資料未入手の基金の場合、基金財政の決算報告を掲載している基金便りをお送り頂ければ、2週間以内程度で基金財政の初期分析報告を無料で作成提供申し上げます。
- 従来から定期開催している厚生年金基金セミナーに加えて、緊急セミナーも開催します。実際の基金財政を基に、解説と対策提言を行う実践型セミナーですので、奮ってご参加下さい。
- 今後、取りあげる予定の基金は、東京都家具厚生年金基金(指定基金)、東京港厚生年金基金(指定基金)、東日本ニット厚生年金基金(指定基金)などですが、ご希望があれば、当社までご連絡ください。